

小規模企業者等のための
小規模企業者等設備貸与事業

設備貸与（割賦・リース）制度のご案内

（平成29年度版）

申込受付期間

平成29年3月27日（月）～平成30年2月28日（水）

公益財団法人あいち産業振興機構

（県内唯一の認定中核的支援機関（中小企業支援センター））

目 次

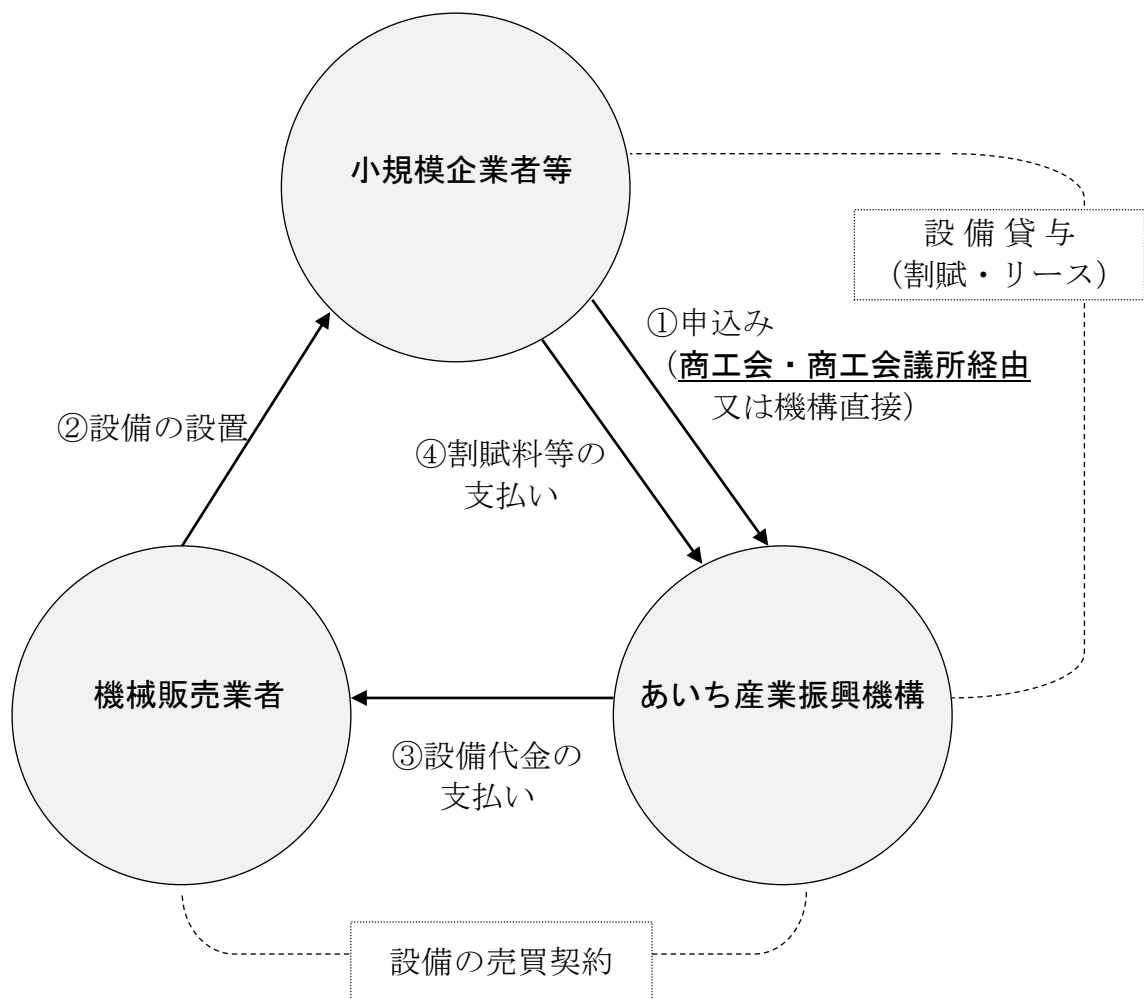
1	設備貸与制度の概要	1 頁
2	割賦販売	2 頁
3	リース	3 頁
4	対象者	4 頁
5	対象設備	5 頁
6	保証人・担保	6 頁
7	申込方法	7 頁
8	提出書類	7 頁
9	設備導入までの期間	8 頁
10	契約締結後の調査、報告、確認等	8 頁
11	その他留意事項	9 頁
12	申込・問合せ先	10 頁

1 設備貸与制度の概要

設備貸与制度とは、当機構が申込者に代わって、ご希望の機械販売業者から機械・設備を購入し「割賦販売」又は「リース」する制度です。担保は原則不要、保証金も徴収しないなど大変利用しやすい制度となっています。

また、この制度は、金融機関や信用保証協会の借入枠とは別枠でご利用いただけますので、信用保証料も不要です。

～ 設備貸与制度の仕組み ～



※ 商工会・商工会議所でお申込みいただきますと、利率が優遇されます。

2 割賦販売

[割賦損料率（年利）]

	要件	機構申込	商工会・ 商工会議所 申込
I料率	直近決算の自己資本比率が30%以上、かつ、直近決算3期のすべてが経常利益（黒字）の場合	1. 7%	1. 6%
II料率 (標準 料率)	直近決算の内容がI料率、III料率のどちらにも該当しない場合 又は 創業者の場合	2. 0%	1. 9%
III料率	直近決算の自己資本比率が0%以下、かつ、直近決算3期中2期以上が経常損失の場合（※の場合を除く。） 又は 白色申告の個人の場合	2. 3%	2. 2%

※ 中小企業の新たな事業計画の促進に関する法律第9条第1項の規定により承認を受けた経営革新計画に基づき設備を導入する場合（この場合はII料率（標準料率）を適用）

[支払期間] 5年又は7年

[支払方法] 口座振替により、月賦又は半年賦払い

[支払日] 毎月12日（ただし、7年割賦で三者立会い検収日が3月13日から3月31日までのご利用者様は、毎月末日）

[支払金額] 設備価格＋割賦損料

[元金据置期間] 1年

[所有権] 支払いが終了するまで、所有権は機構に留保され、支払終了後、ご利用者様へ所有権を移転します。

[火災保険] ご利用者様のご負担により、割賦期間中、機構が代理店契約を締結している保険会社で、設備に火災保険を付保していただきます（地震、水災等は保険の対象外となります）。設備が車両の場合は、車両保険を付保していただきます。

[固定資産税] ご利用者様のご負担により、固定資産税の申告、納税をしていただきます。

[支払計算例] 設備価格1,000万円、期間7年、割賦損料率1.9%の割賦販売契約を締結した場合

	支払期日	支払金額	元金	割賦損料	備考
貸与決定日	H29.4.28	—	—	—	
設備引渡日	H29.6.6	—	—	—	割賦販売契約締結（三者立会い検収日）
—	H29.6.13	—	—	—	割賦損料の起算日
1回目	H30.5.12	174,166	0	174,166	損料＝元金×1.9%×11か月/12か月
2回目	H30.6.12	159,033	143,200	15,833	損料＝元金残金×1.9%×1か月/12か月
↓	↓	↓	↓	↓	
74回目	H36.6.12	137,116	136,900	216	
合計		10,759,604	10,000,000	759,604	

3 リース

[月額リース料率]

	要件	リース期間	設備の法定耐用年数	機構申込	商工会・商工会議所申込
I 料率	割賦に同じ	3年	3～5年	2.944%	2.941%
		4年	3～7年	2.223%	2.221%
		5年	3～8年	1.789%	1.787%
		6年	3～11年	1.497%	1.496%
		7年	3～13年	1.288%	1.287%
II 料率 (標準料率)	割賦に同じ	3年	3～5年	2.953%	2.950%
		4年	3～7年	2.230%	2.228%
		5年	3～8年	1.794%	1.792%
		6年	3～11年	1.502%	1.500%
		7年	3～13年	1.292%	1.291%
III 料率	割賦に同じ	3年	3～5年	2.961%	2.958%
		4年	3～7年	2.236%	2.234%
		5年	3～8年	1.799%	1.797%
		6年	3～11年	1.506%	1.504%
		7年	3～13年	1.296%	1.294%

[支払期間] 3年～7年

[支払方法] 口座振替により、月払い

[支払日] 毎月12日（ただし、7年リースで三者立会い検収日が3月13日から3月31日までのご利用者様は、毎月末日）

[支払金額] 設備価格×月額リース料率×リース期間の月数

[据置期間] なし

[所有権] 所有権は、機構にあります。

[火災保険] 機構が、リース期間中、設備に火災保険を付保します。
ただし、再リース期間中は、ご利用様のご負担により、設備に火災保険の付保をお願いしています。

[固定資産税] 機構が、固定資産税の申告、納税をします。

[中途解約] リース契約期間中は、中途解約できません。

[再リース] リース契約期間満了後は、原則として設備を引き揚げますが、ご利用様のご希望により、再リースできます。

[再リース期間] 1年。その後も1年単位で更新できます。

[再リース料] リース契約期間中の1か月分のリース料に消費税及び地方消費税を（1年分）加えた額

[支払計算例] 設備価格1,000万円、期間7年、月額リース料率1.291%のリース契約を締結した場合

(1) 月額リース料 10,000,000円×1.291%= 129,100円

(2) 総支払リース料 129,100円×84回=10,844,400円

(3) 再リース料 129,100円+129,100円×消費税及び地方消費税率

※ このリースは、所有権移転外ファイナンスリースです。

4 対象者

法人・個人を問わず、次に掲げる要件を備えている方にご利用いただけます。

- (1) 次の小規模企業者等であること。ただし、ア及びイの者については、新商品の開発又は生産等、その他経営の相当程度の向上を図り、経営の革新（※）を行うことにより、付加価値額若しくは従業員一人当たりの付加価値額の増加率、かつ、経常利益の増加率が下表の基準を満たすことが見込まれる必要があります。 ※ 経営革新計画の承認が条件ではありません。

	付加価値額（※1）若しくは従業員一人当たりの付加価値額（※1）の増加率	経常利益（※2）の増加率
3年間計画	9%以上	3%以上
4年間計画	12%以上	4%以上
5年間計画	15%以上	5%以上

※1 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

※2 経常利益＝営業利益－営業外費用

ア 小規模企業者

(ア) 製造業・建設業・運送業等

……………常時使用する従業員の数が20人以下の事業者

(イ) 商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）

……………常時使用する従業員の数が5人以下の事業者

イ 小規模企業者以外の中小企業者

(ア) 製造業・建設業・運送業等

……………常時使用する従業員の数が21人以上50人以下の事業者

(イ) 商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）

……………常時使用する従業員の数が6人以上50人以下の事業者

ただし、小規模企業者以外の中小企業者は、次の3つの条件に全て該当する必要があります。

- ① 銀行（信用金庫、信用組合を除く。）、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫及び(株)日本政策投資銀行からの借入金の残高の合計額が4億2,000万円以下であること（※ただし、(株)日本政策金融公庫のうち、旧国民生活金融公庫事業に係る資金の借入金の残高を除く。）。
- ② 直近3年間の経常利益の平均が3,500万円以下であること。
- ③ 大企業一社から3分の1以上の出資を受けていないこと。

ウ 創業者

(ア) 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（イに掲げるものを除く。）

(イ) 事業を営んでいない個人であって、2月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

(ウ) 新たに事業を開始した個人（当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る。）であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの

(エ) 新たに設立された会社（当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。）であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

(注) (7)又は(イ)に該当する創業者については、創業計画について当機構又は他の中小企業支援機関等の創業相談を受けていること。

- (2) 愛知県内に工場若しくは事業所を有している又は有することが見込まれること。
- (3) 事業を引き続き1年以上行っていること。ただし、創業者を除く。
- (4) 直近2か年間における県税（県民税及び事業税）を滞納していないこと（県税以外の税金を滞納していないこと）。
- (5) 性風俗特殊営業に該当する業種その他公の秩序又は善良の風俗を害する観点から対象とすることが適当でないと愛知県知事が認める業種を営む小規模企業者等でないこと。
- (6) 暴力団関係者等と関係がないこと。

5 対象設備

対象者により、次のとおり区分された設備又はプログラムで、その金額は100万円から1億円まで（消費税及び地方消費税を含む。）が対象になります。設備金額は、消費税及び地方消費税を含んで千円単位でお願いします。

(1) 小規模企業者及び小規模企業者以外の中小企業者の対象設備

事業の用に供し、経営の革新を図るために新たに導入する設備等。

(2) 創業者の対象設備

事業の用に供する設備等。

また、対象設備の備えるべき要件は、次のとおりです。

- (1) 愛知県内に設置されること。
- (2) 新品であること。
- (3) 資産計上できること（設備等の価格が10万円以上であること）。
- (4) 法定耐用年数が3年以上であること。
- (5) 設備等の設置及び機構の検収が平成30年3月30日(金)までに完了すること。

なお、対象にならないものの例示は、次のとおりです。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

(1) 割賦・リースともに対象にならないもの

- ア 機構が貸与を決定する以前に、契約済み又は設置済みの設備等
- イ 中古設備（デモンストレーション設備、展示品を含む。）
- ウ 土地、建物、建物附属設備、構築物
- エ 物品賃貸業における賃貸用の物品等のうち、主としてその者の管理下に置かれていない状態で使用されるもの
- オ 内装工事、外装工事、動植物、埋込式の空調設備

(2) リースが対象にならないもの

- ア 特注設備
- イ 独自に開発するプログラム

設備の具体例

○マシニングセンタ ○NC旋盤
○射出成型機 ○プレス ○溶接設備
○袋詰真空包装機 ○レピア織機
○ブルドーザ ○油圧ショベル ○クレーン
○強力吸引車 ○廃棄物収集運搬車両
○トラック ○バス

6 保証人・担保

(1) 連帯保証人

- ア 申込者が法人の場合は、原則としてその代表者の方に連帯保証人になっていただきます。なお、法人の代表権を有する方が複数おみえになる場合は、その代表権を有する方の全員に連帯保証人になっていただきます。
- イ 申込者が法人で、その代表者の方の年齢が70歳以上の場合は、後継者の方を連帯保証人として追加していただきます。
- ウ 申込者が個人で、その個人の方の年齢が70歳以上の場合は、連帯保証人を追加していただきます。
- エ 「経営者保証に関するガイドライン」により、法人と個人が明確に分離されている場合には、経営者の個人保証は求めません。
- オ 貸付審査委員会等で必要と認められた場合は、連帯保証人の追加をお願いさせていただきますので、ご了承ください。

(2) 連帯保証人の要件

- ア 原則、愛知県内に居住する者であること。ただし、愛知県外に在住する場合は、近県等に居住する者であること。
- イ 無限責任社員でないこと。
- ウ 成年被後見人、被保佐人又は未成年者でないこと。

(3) 連帯保証人の補償能力

連帯保証人になっていただく方は、申込額により下表の補償能力のいずれかを満たしていただく必要があります。ただし、法人の代表者がこれを満たすことができない場合は、満たすことができる連帯保証人を追加していただきます。

	不動産の評価額（※1）	所得額（※2）
申込額2,000万円以下	申込額の6分の1以上	400万円以上
申込額2,000万円を超え 4,000万円以下	申込額の6分の1以上	600万円以上
申込額4,000万円超え	申込額の6分の1以上	800万円以上

※1 不動産の評価額は、固定資産税評価額によります。

※2 役員報酬や給与収入のみの方は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額。

役員報酬や給与収入以外に不動産収入や年金収入等のある方、個人事業者の方は、確定申告の所得金額。

(4) 担保

次に掲げる内容で、必要と認められる場合に、担保の提供をお願いさせていただきますので、ご了承ください。

ア 申込額と機構とご利用者様との間で締結している割賦販売契約、リース契約又は金銭消費貸借契約に基づく債権残高の合計額が5,000万円を超える法人又は個人で、自己資本比率が0%以下かつ直近決算3期中2期以上が経常損失の場合。

イ 貸付審査委員会等で必要と認められた場合。

※ 担保を提供していただく方には、連帯保証人になっていただきます。

7 申込方法

お申込みは、所定の申込書に関係書類を添えて商工会・商工会議所又は機構へご持参ください。

なお、平成29年度の最終受付は、平成30年2月28日を予定していますが、予算額に達した場合は受付期間内であっても受付を終了させていただきますので、ご了承ください。

8 提出書類

申込書、添付書類は、機構のホームページから印刷できます。

- (1) 設備貸与申込書
- (2) 直近3期分の法人税の確定申告書（決算書、勘定科目内訳明細書等）
- (3) 最新月の月次試算表
- (4) 直近2か年分の県民税及び事業税の領収書の写し又は県税事務所交付の納税証明書
- (5) 設備貸与申込設備の見積書及びカタログ又は図面
- (6) 連帯保証人予定者の固定資産評価証明書又は固定資産税課税明細書の写し、若しくは連帯保証人予定者の所得証明書又は所得税確定申告書の写し
- (7) 機械販売業者選定理由書
- (8) 連帯保証人予定者の個人情報の提供に関する同意書
- (9) 申込者の企業経歴書 ①
- (10) 申込者の代表者経歴書 ①
- (11) 申込者の役員名簿
- (12) 申込者の申立書
- (13) 申込者の法人登記簿謄本
- (14) 機械販売業者の個人情報の提供に関する同意書 ②
- (15) 機械販売業者の企業経歴書 ① ②
- (16) 機械販売業者の代表者経歴書 ① ②
- (17) 機械販売業者の役員名簿 ②
- (18) 機械販売業者の申立書 ②
- (19) 機械販売業者の法人登記簿謄本
- (20) 機械販売業者の営業経歴書
- (21) 設置場所調書
- (22) 許可、認可、免許等を要する業種については許可証等の写し
- (23) 事業を開始していない個人又は事業を開始してから1年未満の個人、法人については創業計画書
- (24) その他機構が必要と認める書類

書類の記載等で、ご不明な点がございましたら、商工会・商工会議所及び機構職員がお手伝いさせていただきますので、ご連絡ください。

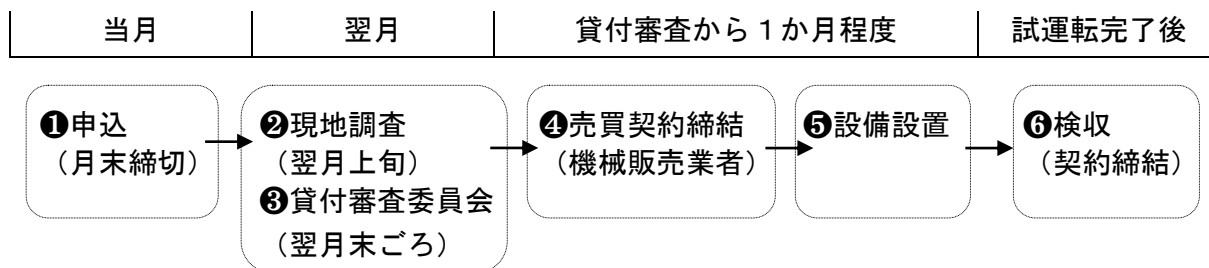
※ ①、②の書類は、提出を省略することができる場合があります。該当するかどうかについては、機構へお問い合わせください。

① 過去に機構と取引がある場合

② 機械販売業者が上場企業、信用情報掲載企業等で事業実績等を明らかに確認できる場合

9 設備導入までの期間

お申込みは、毎月末日で締め切り、翌月上旬にご利用様の事務所において、現地調査を行い、その月の末日頃、審査のうえ、貸与決定いたします。その後、機構と機械販売業者が設備の売買契約を締結しますので、設備の設置はそれからになります。



① 申込

商工会・商工会議所で申込まれる方は、できるだけ毎月25日までに（3月はできるだけ3月27日に）申し込んでください。

② 現地調査

申込受付後、機構職員による現地調査を行い、設備投資効果、経営状況等を聞き取りさせていただきます。なお、調査、審査にあたり、機構が必要と認める資料の追加をお願いすることがあります。

③ 貸与決定

現地調査後、審査委員会に諮り、設備貸与することが決定した場合には、機構から「決定通知書」を送付いたします。

⑥ 三者立会い検収

設備設置後、ご利用様、機械販売業者及び機構職員の立会いのもと、設備の検収（設備の稼働確認、設備の型式、製造番号等の確認等）を行います。

機械販売業者への支払いは、三者立会い検収の日から30日以内になります。

10 契約締結後の調査、報告、確認等

(1) 割賦販売契約又はリース契約の締結日から半年後の調査

契約締結日から半年後に機構職員による現地調査を行います。決算書又は月次試算表を提出していただき、設備導入効果等を聞き取りさせていただきます。

(2) 設備の利用状況の報告

ご利用様には、支払いが終了するまで、毎年1回、所定の様式により設備の利用状況を報告していただきます。

(3) 計画年度の付加価値額及び経常利益の向上に係る目標の達成状況の確認

付加価値額及び経常利益の向上に係る目標の達成状況を確認させていただきますので、計画年度の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書）を提出していただきます。

なお、計画年度に基準となる増加率を達成することができなかった場合には、機構職員による現地調査を行い、その理由等を聞き取りさせていただきます。

(4) 経営支援

設備貸与決定後に、機構職員及び専門家が訪問し、経営等について支援させていただくことがあります。

11 その他留意事項

(1) 設備貸与申込書の「付加価値額・経常利益の見込み」欄の注意事項

各伸び率は、下表（3年後の例）を参考に計算してください。

4年後、5年後は、満たす数値が異なります。4ページを参照してください。

（単位：千円）

	直近決算	1 年 後	2 年 後	3 年 後
付加価値額・経常利益の向上見込み	付加価値額 * 1		「3年後」の「付加価値額」÷「直近決算」の「付加価値額」≥109%の達成が必要です(①)。 ①か②のいずれかを達成。	↑
	付加価値額伸び率	—		
	従業員一人当りの付加価値額 * 2		「3年後」の「従業員1人当りの付加価値額」÷「直近決算」の「従業員1人当りの付加価値額」≥109%の達成が必要です(②)。 ①か②のいずれかを達成。	↑
	従業員一人当りの付加価値額伸び率	—		
	売上高			
	売上原価			
	一般管理費及び販売費			
	営業利益			
	経常利益 * 3			
	経常利益伸び率	—	「3年後」の「経常利益(営業外収益は含まない)」÷「直近決算」の「経常利益(営業外収益は含まない)」≥103%の達成が必要です。	↑
	人件費(役員報酬・賃金給料・福利厚生費)			
	設備投資額			
	減価償却費			
	従業員数(上記①+②+③+⑤)			

(注) 「付加価値額伸び率」、「従業員一人当りの付加価値額伸び率」及び「経常利益伸び率」は、「直近決算」欄の数値を基準として算出してください。

(注) (付加価値額等の算出方法)

- * 1 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費
- * 2 従業員一人当りの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業員数 (役員、従業員、パート)
- * 3 経常利益 = 売上高 - (売上原価 + 一般管理費及び販売費) - 営業外費用
- * 4 この表の経常利益には、営業外収益は含みません。
- * 5 直近決算の経常利益がマイナスの場合の「3年後」の「経常利益伸び率」の計算の例示は、次のとおりです。

(例) 「直近決算」の「経常利益(営業外収益は含まない)」・・・△2,000

「3年後」の「経常利益(営業外収益は含まない)」・・・1,000

$$\begin{aligned} & \frac{1,000 - (\Delta 2,000)}{\Delta 2,000 \times -1} \times 100 \\ & = \frac{3,000}{2,000} \times 100 \\ & = 150\% \end{aligned}$$

(2) 設備が車両の場合の注意事項

次の諸経費等は、対象外となります。

- ・税金(自動車税、自動車取得税、自動車重量税)
- ・保険(自賠責保険料)
- ・法定費用(新規検査料、新規登録料)
- ・車庫証明代(証紙代、商標代)
- ・希望ナンバー代
- ・リサイクル料(シュレッダーダスト料金、エアバック類料金、フロン類料金、リサイクル情報管理料金)

12 申込・問合せ先

(1) 愛知県内の商工会議所

	名称	郵便番号	住所	電話番号
1	名古屋商工会議所	460-8422	名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル B2F	052-223-5752
	中央支部	460-8422	名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル 1F	052-223-5985
	大曾根支部	462-0825	名古屋市北区大曾根 3-15-58 大曾根フロントビル 7F	052-915-3848
	星ヶ丘支部	464-0026	名古屋市千種区井上町 49-1 名古屋星ヶ丘ビル 3F	052-781-5633
	新瑞支部	467-0066	名古屋市瑞穂区洲山町 2-21 啓徳名古屋南ビル 4F	052-853-4543
	金山南支部	456-0002	名古屋市熱田区金山町 1-7-8 電波学園金山第2ビル 5F	052-265-6441
2	岡崎商工会議所	444-8611	岡崎市竜美南 1-2	0564-53-6500
3	豊橋商工会議所	440-8508	豊橋市花田町字石塚 42-1	0532-53-7211
4	半田商工会議所	475-0874	半田市銀座本町 1-1-1	0569-21-0311
5	一宮商工会議所	491-0858	一宮市栄 4-6-8	0586-72-4611
6	瀬戸商工会議所	489-8511	瀬戸市見付町 38-2	0561-82-3123
7	蒲郡商工会議所	443-8505	蒲郡市港町 18-23	0533-68-7171
8	豊川商工会議所	442-8540	豊川市豊川町辺通 4-4	0533-86-4101
9	刈谷商工会議所	448-8503	刈谷市新栄町 3-26	0566-21-0370
10	豊田商工会議所	471-8506	豊田市小坂本町 1-25	0565-32-4593
	上郷支所	470-1218	豊田市上郷町 5-3-1	0565-21-0019
	高岡支所	473-0917	豊田市若林西町西山 18	0565-52-3047
	猿投支所	470-0373	豊田市四郷町東畑 70-1 猿投コミュニティ内	0565-45-1212
	松平支所	444-2216	豊田市九久平町築場 38-5	0565-58-0025
11	碧南商工会議所	447-8501	碧南市源氏神明町 90	0566-41-1100
12	安城商工会議所	446-8512	安城市桜町 16-1	0566-76-5175
13	西尾商工会議所	445-8505	西尾市寄住町若宮 37	0563-56-5151
14	津島商工会議所	496-8558	津島市立込町 4-144	0567-28-2800
15	春日井商工会議所	486-8511	春日井市鳥居松町 5-45	0568-81-4141
16	稲沢商工会議所	492-8525	稲沢市朝府町 15-20	0587-81-5000
17	常滑商工会議所	479-8668	常滑市新開町 5-58	0569-34-3200
18	江南商工会議所	483-8205	江南市古知野町小金 112	0587-55-6245
19	小牧商工会議所	485-8552	小牧市小牧 5-253	0568-72-1111
20	犬山商工会議所	484-8510	犬山市天神町 1-8	0568-62-5233
21	東海商工会議所	476-0013	東海市中央町 4-2	0562-33-2811
22	大府商工会議所	474-8503	大府市中央町 5-70	0562-47-5000

(2) 愛知県内の商工会

	名称	郵便番号	住所	電話番号
1	鳴海商工会	458-0801	名古屋市緑区鳴海町字乙子山 1-3	052-896-3331
2	有松商工会	458-0924	名古屋市緑区有松 3012	052-621-0178
3	守山商工会	463-0067	名古屋市守山区守山 2-8-54	052-791-2500
4	豊明市商工会	470-1125	豊明市三崎町中ノ坪 5-1	0562-93-6666
5	東郷町商工会	470-0162	愛知郡東郷町大字春木字申下 1337-1	0561-38-0821
6	日進市商工会	470-0122	日進市蟹甲町中島 35	0561-73-8000
7	長久手市商工会	480-1103	長久手市岩作長池 45	0561-62-7111
8	尾張旭市商工会	488-0801	尾張旭市東大道町原田 2570-3	0561-53-7111
9	清須市商工会	452-0942	清須市清洲 1-6-1	052-400-3008
10	北名古屋市商工会	481-0041	北名古屋市九之坪字竹田 180-1	0568-25-0001
11	豊山町商工会	480-0202	西春日井郡豊山町大字豊場字城屋敷 126-1	0568-28-3800
12	岩倉市商工会	482-0042	岩倉市中本町西出口 31-1	0587-66-3400
13	扶桑町商工会	480-0102	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 335	0587-93-5111
14	大口町商工会	480-0145	丹羽郡大口町丸 2-8	0587-95-2557
15	尾西商工会	494-0007	一宮市小信中島字川南 36	0586-62-9111
16	祖父江町商工会	495-0002	稲沢市祖父江町山崎下枇 486-1	0587-97-5800
17	平和町商工会	490-1313	稲沢市平和町横池中之町 141	0567-46-0031
18	木曾川商工会	493-0001	一宮市木曾川町黒田字宝光寺東 20	0586-87-3618
19	あま市商工会	490-1111	あま市甚目寺東大門 8	052-442-8831
20	大治町商工会	490-1141	海部郡大治町大字馬島字大門西 1-1	052-442-4511
21	愛西市商工会 立田支所	496-8011 496-0943	愛西市諏訪町郷東 73-1 愛西市森川町并桁西 27	0567-24-6122 0567-22-5611
22	蟹江町商工会	497-0040	海部郡蟹江町城 1-214	0567-95-1809
23	弥富市商工会	498-0027	弥富市鯛浦町南前新田 111	0567-65-3100
24	飛鳥村商工会	490-1434	海部郡飛鳥村大字松之郷 1-41-1	0567-52-1002
25	阿久比町商工会	470-2212	知多郡阿久比町大字卯坂字古見堂 48	0569-48-7085
26	東浦町商工会	470-2103	知多郡東浦町大字石浜字岐路 28-2	0562-83-6123
27	知多市商工会	478-0017	知多市新知字下森 11-1	0562-55-0700
28	内海商工会	470-3321	知多郡南知多町大字内海字先苺 31-2	0569-62-0403
29	豊浜商工会	470-3412	知多郡南知多町大字豊浜字会下坪 27-2	0569-65-0004
30	師崎商工会	470-3502	知多郡南知多町大字片名字新師崎 8-3	0569-63-0349
31	美浜町商工会	470-2403	知多郡美浜町大字北方字山鼻 48-1	0569-82-3951
32	武豊町商工会	470-2512	知多郡武豊町忠白田 11-1	0569-73-1100
33	高浜市商工会	444-1333	高浜市沢渡町 4-6-2	0566-53-1827
34	知立市商工会	472-0055	知立市鳥居 1-15-1	0566-81-0904
35	岡崎市六ツ美商工会	444-0244	岡崎市下青野町字天神 61	0564-43-2502
36	一色町商工会	444-0407	西尾市一色町前野新田 34	0563-72-8276
37	西尾みなみ商工会 幡豆支所	444-0516 444-0702	西尾市吉良町吉田大切間 17-11 西尾市寺部町林添 89-1	0563-32-1141 0563-62-3105
38	幸田町商工会	444-0103	額田郡幸田町大字大草字長根尻 100	0564-62-0120
39	岡崎市ぬかた商工会	444-3622	岡崎市榎山町字山ノ神 10-5	0564-82-3077

	名称	郵便番号	住所	電話番号
40	みよし商工会	470-0224	みよし市三好町大慈山 2-11	0561-34-1234
41	藤岡商工会	470-0451	豊田市藤岡飯野町田中 245	0565-76-2612
42	小原商工会	470-0531	豊田市小原町上平 441-1	0565-65-2540
43	足助商工会	444-2424	豊田市足助町西町 48	0565-62-0480
44	下山商工会	444-3242	豊田市大沼町越田和 37-1	0565-90-2602
45	旭商工会	444-2846	豊田市小渡町七升蒔 13-13	0565-68-2620
46	稲武商工会	441-2513	豊田市稲武町タヒラ 1-4	0565-82-2640
47	設楽町商工会	441-2301	北設楽郡設楽町田口字上原 2-6	0536-62-0004
48	東栄町商工会	449-0214	北設楽郡東栄町大字本郷字東万場 5-5	0536-76-0530
49	津具商工会	441-2601	北設楽郡設楽町津具字下川原 6-1	0536-83-2114
50	豊根村商工会	449-0403	北設楽郡豊根村下黒川字蕨平 2	0536-85-1033
51	新城市商工会 鳳来支所 作手支所	441-1326 441-1634 441-1423	新城市字中野 15-10 新城市長篠字下り箆 1-2 新城市作手高里字縄手下 24	0536-22-1778 0536-32-0172 0536-37-2057
52	音羽商工会	441-0202	豊川市赤坂町松本 250	0533-88-2881
53	一宮商工会	441-1231	豊川市一宮町旭 2	0533-93-2088
54	小坂井商工会	441-0101	豊川市宿町字光道寺 59	0533-78-3333
55	御津町商工会	441-0312	豊川市御津町西方松本 23-8	0533-76-3737
56	田原市商工会 赤羽根支所	441-3421 441-3502	田原市田原町倉田 10-2 田原市赤羽根町赤土 1	0531-22-6666 0531-45-2000
57	渥美商工会	441-3613	田原市古田町岡ノ越 6-4	0531-33-0441

- (3) 公益財団法人あいち産業振興機構 経営支援部 設備投資支援グループ
〒450-0002
名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター14階
電話 052-715-3067
FAX 052-563-1436
ホームページは「あいち機構 設備投資」で検索してください。

【機構の個人情報保護に対する基本方針】

当機構は、個人情報について、関係法令及び当機構の各種規程の定めるところに従い、業務に従事する全ての者に対して、その周知・徹底を図り、適切にこれを取り扱います。

1 個人情報の適切な収集及び利用

個人情報の収集に当っては、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を収集し、利用目的を通知又は公表し、その範囲内で利用します。

2 取得した個人情報の第三者への提供

収集した個人情報は、「公益財団法人あいち産業振興機構個人情報保護規程」で定める場合を除き、一切第三者への提供はいたしません。

3 個人情報の安全管理

個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の予防及び是正のため、当機構内において規程を整備し安全対策に努めます。

4 改善措置

個人情報の取扱いに関する社会的環境の変化に的確に対応するよう努めます。また、必要に応じて本方針を始め各種規程等を変更、修正又は追加を行うなど、改善をするよう努めます。

5 個人情報に関するお問い合わせ

個人情報に関するお問い合わせ・苦情・開示請求等については、当機構までお問い合わせください。

【当機構が取り扱う個人情報の利用目的について】

当機構は、個人情報の利用に関し、下記の事項を厳守いたします。

記

法に基づき、収集した個人情報を当機構事業に付随する業務並びに下記利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

(利用目的)

- ・小規模企業者等設備貸与事業に係る申込や相談の受付及びその回答
- ・小規模企業者等設備貸与事業に係る審査・決定
- ・小規模企業者等 設備貸与事業に係る公正証書作成・契約の締結
- ・小規模企業者等設備貸与事業に係る火災保険の加入等の手続き
- ・小規模企業者等設備貸与事業に係る償還金等の送金・返戻等
- ・小規模企業者等設備貸与事業に係る条件変更・訴訟・担保設定
- ・小規模企業者等設備貸与事業に係る債権管理
- ・小規模企業者等設備貸与事業に係る契約終了後の事後管理
- ・設備貸与先企業の成長発展を支援するために必要な情報を提供
- ・小規模企業者等 設備貸与事業に係る法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ・当機構が行う各種事業における県内中小企業等の総合的、かつ円滑な支援に資するため
- ・当機構事業に係る催事・制度利用等の案内及び郵便物等の送付
- ・当機構事業に係るアンケートの実施
- ・その他、当機構事業に係る適正な運営を行うため

